

地鶏肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準

制 定	平成12年11月9日農林水産省告示第1409号
改 正	平成18年2月22日農林水産省告示第186号
改 正	平成22年6月16日農林水産省告示第924号
改 正	平成27年3月27日農林水産省告示第714号
最終改正	平成27年8月21日農林水産省告示第2011号

一 生産及び保管に係る施設

1 生産に係る施設

次の条件に適合していること。

- (1) 生産に係る鶏舎又は屋外飼育場（以下「飼育施設」と総称する。）が鶏を平飼いすることができる構造であり、かつ、地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号。以下「日本農林規格」という。）第3条に規定する生産の方法についての基準に照らして十分な面積のものであること。
- (2) 食鳥処理場が、日本農林規格第3条に規定する生産の方法についての基準に従って生産された鶏の食鳥処理に際し、他の食鳥と区別して行うのに支障のない広さ及び構造であること。

2 保管に係る施設

日本農林規格第3条に規定する生産の方法についての基準に従って生産された地鶏肉を区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。

二 生産行程の管理又は把握の実施方法

1 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続き等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。）又は把握を担当する者に、次に掲げる職務を行わせること。

- (1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- (2) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 素びなの受入れ（素びなの仕入先、素びなの品種（交配様式）及び在来種由来血液百分率、素びなの受入日並びに素びなの受入羽数）に関する事項
- (2) 飼育（飼育施設の所在地及び面積、28日齢までの素びなの管理方法、28日齢以降の飼育密度及び飼育方法並びにふ化日からの飼育期間）に関する事項
- (3) 食鳥処理（食鳥処理場の名称及び所在地、食鳥処理日並びに食鳥処理羽数）に関する事項
- (4) 地鶏肉の保管及び出荷に関する事項
- (5) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
- (6) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

3 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、その管理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から1年以上保持すること。

4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

1 生産行程管理担当者

生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（農林物資の規格化等に関する法律施行規則第27条第2号又は第3号に掲げる生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合にあつては、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産（食鳥処理を含む。以下同じ。）又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの

- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有するもの
- (3) 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究に5年以上従事した経験を有する者

2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認定機関が指定する講習会（以下「講習会」という。）において地鶏肉の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において地鶏肉の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が1人選任されていること。

四 格付の実施方法

- 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 生産行程についての検査に関する事項
 - (2) 格付の表示に関する事項
 - (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - (4) 記録の作成及び保存に関する事項
 - (5) 認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実に認められること。
- 3 品質に関する表示が日本農林規格第4条に規定する基準に従い適切に行われることが確実に認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者

格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であつて、講習会において地鶏肉に係る格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握する場合にあつては、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合にあつては、格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていること。

最終改正の改正文（平成27年8月21日農林水産省告示第2011号）抄
平成27年9月20日から施行する。